

人材確保・育成のための 雇用型訓練と助成金制度

新規雇用の際、有効な教育訓練と助成金制度を ぜひご活用ください!

雇用型訓練 ～ジョブ・カード制度「有期実習型訓練」とは～

正社員経験が少ない求職者などに対して、短期雇用契約*1のもと、求人企業が自社のニーズにマッチした実習(OJT)と座学(OFF-JT)を組み合わせた職業訓練を実施するものです。

実施企業は、国からの助成金を受け、雇用する訓練期間を通じて、求職者の適性を判断した上で、正社員として継続雇用できますので、必要とする人材の採用にお役立ていただけます。(自社のパート等を正社員化する際にもご活用いただけます。)また、自社が求める人材ニーズを踏まえた企業での実習(OJT)のカリキュラムや評価シートを策定することにより、人材確保・育成に関するノウハウを修得する絶好の機会ともなります。*1 期間の定めのない雇用契約でも可。

平成23年4月から、ジョブ・カード制度の職業訓練「有期実習型訓練」の 対象者が拡大され、新規学卒者の方も新たに対象となりました!

「有期実習型訓練」は、これまで新規学卒後6か月以内の方を対象外としていましたが、新規学卒者を取り巻く雇用情勢が厳しいことから、平成23年4月1日以降に開始する有期実習型訓練(訓練を通じて正社員化を目指すもの)について、**新規学卒者の方も対象となりました。**

訓練を受け入れる企業には、賃金などについて助成金を受けることができるだけでなく、この制度をうまく活用することで、多くのメリットが生まれます。

例えば、

- 期間を定めた実習機会を通じて雇用のミスマッチ解消を促進し、企業ニーズに合った人材確保が期待できます。
- 採用活動に大きなコストをかけられない中小企業にとっては、助成金を活用して安定した雇用が可能となります。
- パートや契約社員を多く抱える企業には、有望な非正規社員を正社員登用する際にもこの制度が活用できます。

企業の
メリットは…

雇用型
訓練活用の
モデルケース
(一例)

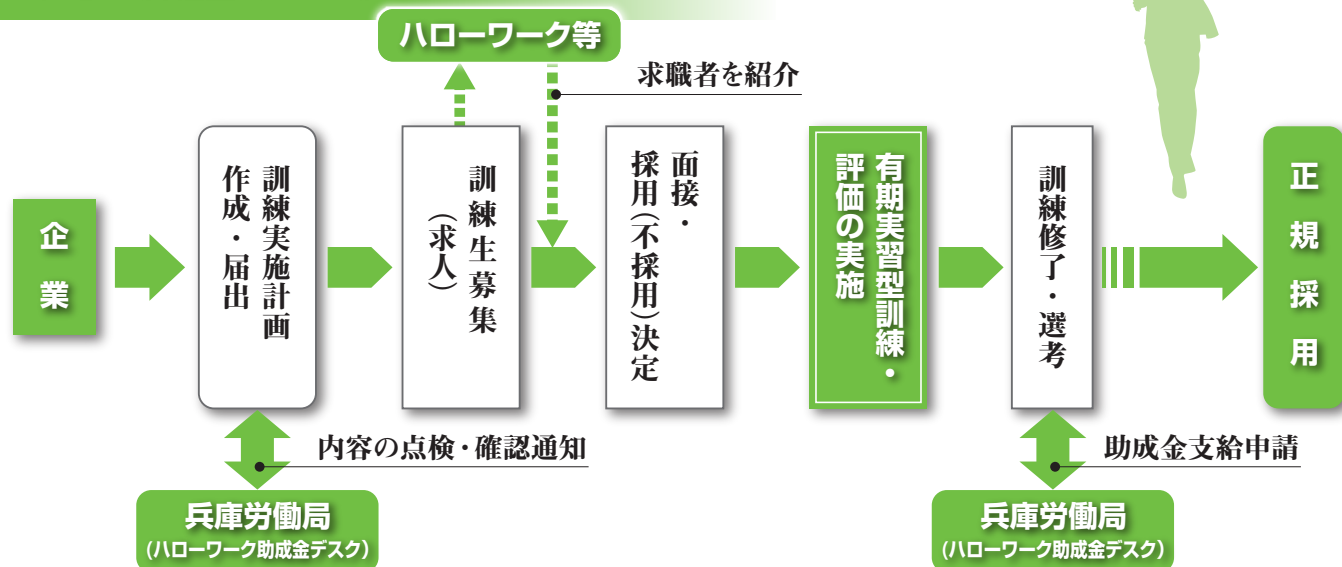
中小企業が有期実習型訓練(2名)を実施した場合(仮定)

- 従業員1人に対する1時間あたりの平均賃金 単価 1,800円で算出
- 訓練期間 4月1日～7月31日(4カ月)
- 総訓練時間 450時間(OJT 300時間 OFF-JT 150時間)
- 座学受講料 10万円/人

【助成金の受給額の例】 (注)中小企業事業主が非正規労働者に訓練を実施した場合です。助成率は企業規模や訓練対象者によって異なります。

【要した経費】 740,000円(①+②)	【助成額】 676,000円 (③+④+⑤)
【OFF-JTに対する経費助成対象額】 1人あたりの受講料 100,000円×2人 =200,000円 …………… ①	【OFF-JTに対する経費助成額】 受講料の助成額(1人あたりの助成額=100,000円×1/2(助成率注))=50,000円 50,000円×2人=100,000円 …………… ③
【OFF-JTに対する賃金助成対象額】 単価 1,800円で算出(1,800円×150時間)×2人 =540,000円 …………… ②	【OFF-JTに対する賃金助成額】 1,800円×0.8×1/2=720円 (720円×150時間)×2人=216,000円 …………… ④
【OJTの実施に係る助成】	【OJTの実施に係る助成】 受講者1人に対し1時間 600円×300時間=180,000円 180,000円×2人=360,000円 …………… ⑤

有期実習型訓練の流れ



有期実習型訓練の要件は

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●過去5年以内に概ね3年以上継続し、訓練分野で正社員として働いた経験がなく、登録キャリア・コンサルタントが認めた方 ●新規卒者(学校等を卒業・修了した後、訓練開始日に3カ月を経過していない方)
訓練期間	3カ月超6カ月以内(訓練期間6カ月換算で425時間以上)
訓練割合	総訓練時間に占めるOFF-JTの時間数の割合は2割以上8割以下(訓練修了後に正社員雇用する場合は、OFF-JT 1割以上9割以下)
雇用形態	有期雇用(訓練修了後、正規雇用の有無を判断)、又は常用雇用

※但し、このほかにも一定の要件を備える必要があります。

助成金について

(平成23年4月1日現在)

対象	内 訳		中小企業	大企業
通常の労働者	OFF-JT	賃金助成	1/3	なし
		経費助成 ^{【※イ】}	1/3	なし
	OJT	実施助成 ^{【※ロ】}	600円/1時間	なし
非正規労働者	OFF-JT	賃金助成	1/2	1/3
		経費助成 ^{【※イ】}	1/2	1/3
	OJT	実施助成 ^{【※ロ】}	600円/1時間	600円/1時間
1事業所あたりの限度額			500万円	

【※イ】 限度額は1コースの訓練時間が300時間未満の場合は5万円、300時間以上600時間未満の場合は10万円、600時間以上の場合は20万円

【※ロ】 限度額は40万8千円



お問い合わせ窓口

制度活用に関してサポートさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

神戸商工会議所
兵庫県地域ジョブ・カードセンター

〒650-8543 神戸市中央区港島中町6丁目1番地

TEL. (078) 303-6131 FAX. (078) 303-6132